

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施設 の 名 称	志津川漁港の指定施設(林防波堤横泊地, 南防波堤横泊地, 大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②)
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成28年4月 ~ 令和3年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成 年 月 ~ 平成 年 月			
平成 年 月 ~ 平成 年 月			

(注)管理形態欄には, 直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	志津川漁港の指定施設	
所 在 地	本吉郡南三陸町志津川字林地先 本吉郡南三陸町志津川字南町地先 本吉郡南三陸町志津川字本浜町地先 本吉郡南三陸町志津川字大森地先	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し, 漁業者とのトラブルを防止することにより, 漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
内 容	(林防波堤横泊地)延長20メートル, 幅員10メートル (南防波堤横泊地)延長165メートル, 幅員10メートル (大森護岸横泊地)延長40メートル, 幅員10メートル (大森防波堤横泊地)延長120メートル, 幅員10メートル	
開 館 (所) 日	通年	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	28 隻	28 隻	27 隻	96.4%	96.4%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
	28 隻	28 隻	27 隻	96.4%	96.4%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	28 隻	28 隻	27 隻	96.4%	96.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
県指定管理料	800	829	881	110.1%	106.3%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	800	829	881	110.1%	106.3%

(2) 支出

人件費	780	809	861	110.4%	106.4%
施設管理費	20	20	20	100.0%	100.0%
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	800	829	881	110.1%	106.3%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)			0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和2年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務担当職員を指定施設の係留状況によって配置した。 ・担当外職員も漁港に行く場合は、指定施設も注意するよう指示した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。 	A
人員体制	正規	2人	非正規	0人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・志津川漁港の指定施設においてプレジャーボートを的確に係留させた。 ・プレジャーボートの無秩序な停係留での漁業者とのトラブルを防止した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。 	A
③運營業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設の使用許可申請受け、許可証の交付、使用料の徴収を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・各種書類は整理されており、概ね適正に実施されていると認められる。 	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な清掃を行うと共に漁業者の協力も得、安心して係留できる体制をとった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃及び安全が巡回点検により確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。 	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付時、使用料徴収時利用者の要望の聴取に努めた。 ・アンカー設置や船の幅等で、係船に支障をきたす場合など漁港部に相談の上、移動等の指導を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。 	A
⑦安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検時及び利用者への声かけも行い事故防止に努めた。 ・緊急の対応が図られるよう漁業者に情報提供や協力体制をお願いした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策が適切に実施されたと認められる。 	A
⑧県民の平等利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地に関係なく公平な対応を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間事業計画通りの事業運営を行った。 		A	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。 	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	・個人情報の保護の重要性を認識し業務を通じて得た個人情報は、個人情報を保護する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守した。 ・管理業務従事者は下より漁協職員全員には、業務上知りえた個人情報を他に漏らし、また不当に利用しないよう徹底した。	・年間事業計画以上の実績であった。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、個人情報(及び情報公開)に関する規程の作成が求められる。	B
⑩利用実績	・事業計画の利用隻数に至らなかった。	・隻数は年間事業計画に届かなかったが実績は計画以上であった。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	・収入の中で適正な収支管理に努めた。	・年間事業計画以上の実績であった。	A	必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組	養殖施設へ係留しての釣りを行わないなど基本的なルールとマナーの周知を図った。	利用者からそういったルールなどがあることを知らなかったなどの声があった。 利用者は内陸の方が半数以上を占めているので、漁業に関する理解を深めていただけるよう努力していきたい。	B	これまで行われていなかった釣りにおける基本的なマナーの周知を図り、漁業者とのトラブルの未然防止等に寄与したと認められる。	A
総合評価		隻数は減少したが、年間事業計画以上の実績であった	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。さらに、新たな取り組みとして釣りにおけるマナー向上を図る取組を行った点について評価できる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・ルールとマナーの周知徹底の周知が課題。令和3年度更新申請書送付の際などに水産庁HPの遊漁のルールとマナーというページを同封したが、誓約書等にもぜひ付け加えていただきたい。	適正な施設管理がされており、特に課題等はないが、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。なお、ルールとマナーに係る提案については検討していきたい。